

三次救急医療体制

複数の診療科領域にわたる重篤救急患者を24時間体制で受け入れる
(事業主体は県)

救命救急センター
(県立中央病院)

山梨大学医学部附属病院

二次救急医療体制

手術・入院を要する重症患者を休日・夜間に受け入れる
(事業主体は市町村
交付税措置あり)

病院群輪番制 6地区
(参加32病院)

小児病院群輪番制 2地区
(参加7病院)

初期救急医療体制

比較的軽症な救急患者を休日・夜間に診療する
(事業主体は市町村
交付税措置あり)

甲府市医師会救急医療センター
在宅当番医制 9地区

小児初期救急医療センター 2施設

救急告示施設

救急病院等を定める省令に基づく救急患者受入協力医療機関

病院：36 診療所：5 合計：41

歯科救急医療体制

休日・夜間の歯科診療体制

山梨口腔保健センター (休日昼間)
富士・東部口腔保健センター (休日昼間)
甲府市夜間歯科救急センター (準夜)
歯科在宅当番医制 2地区 (休日準夜)
山梨大学医学部附属病院 (深夜)

救急医療情報体制

インターネットを活用した情報システムにより、救急医療機関から情報を収集し、県民、医療機関及び消防本部へ情報の提供を行う

「やまなし医療ネット」
救急医療情報センター

在宅当番医制事業実施要領

1 目的

この要領は、在宅当番医制事業の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託事業

この委託事業は、住民の身近における救急医療を確保するため、地区医師会が当番医を確保し休日又は夜間の診療を行う在宅当番医制事業とする。

3 委託料の算定方法

委託料は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

次の表の第1欄の区分ごとに、第2欄に定める基準額に消費税及び地方消費税を加えた額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を委託料の額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費
休日	37,472円×施設数×診療日数 (消費税及び地方消費税別。)	在宅当番医の確保に必要な医師手当、給与費等
夜間	37,472円×施設数×診療日数 (消費税及び地方消費税別。)	

(注) 診療日は、原則として診療時間が次の表に定める区分欄ごとにそれぞれ1日とする。

区分	対象時間
休日	午前9時から午後6時まで診療を行うもの
夜間	午後6時から翌日午前9時まで診療を行うもの

休日とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から翌年の1月3日まで）をいう。

4 当番表の作成

地区医師会は、当番表を予め作成し、笛吹市保健福祉部健康づくり課に送付するものとする。

5 当番医の確保

地区医師会は、当番医の確保に当たり、診療所の医師だけでこの委託事業を実施することが困難なときは、当該地区医師会の管内にある病院の協力を得て実施することができるものとする。この場合において、峡東地域保健医療推進委員会が行う病院群輪番制病院運営事業を受託する病院の医師を当番医として確保するときは、同委員会の承認を受けるものとする。

6 委託料の経費区分

この委託事業に係る委託料は、地区医師会が当番医を確保し、休日又は夜間の診療を行うのに必要な経費に使用するものとする。

7 受診患者数の報告

当番医は、休日又は夜間の診療を行ったときは、速やかに受診患者数を笛吹市保健福祉部健康づくり課に報告するものとする。